

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）

に掲げる手術

※症例数は、2025年1月～2025年12月の実績

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	105
イ	黄斑下手術等	151
ウ	鼓室形成手術等	13
エ	肺悪性腫瘍手術等	183
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術 肺静脈隔離術	185

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	80
イ	水頭症手術	112
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	16
オ	角膜移植術	1
カ	肝切除術等	137
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	28

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	9
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	7
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	10
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	5
キ	同種腎移植術等	8

4. 区分4に分類される手術		手術の件数
		968

5. その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術及び 人工股関節置換術 (手術支援装置を用いるもの)	388
イ	乳児外科施設基準対象手術 (1歳未満)	7
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	58
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	81
オ	経皮的冠動脈形成術 (1) 急性心筋梗塞に対するもの	54
	(2) 不安定狭心症に対するもの	7
	(3) その他のもの	13
		34
オ	経皮的冠動脈粥疊切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術 (1) 急性心筋梗塞に対するもの	225
	(2) 不安定狭心症に対するもの	28
	(3) その他のもの	52
		145
		279